

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月15日
(金曜日)

目次

- 規則
 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (厚政課) 一
- 告示
 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林の指定 (萩市) (森林整備課) 三
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 三
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 四
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 四
- 公告
 公共測量の実施 (監理課) 四
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出 (建築指導課) 五



救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県告示第八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年三月十五日から同年四月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 UBEマシナリー株式会社
 住 所 宇部市大字小串一九八〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 UBEマシナリー株式会社
 所在地 宇部市大字小串一九八〇番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類 (六五 二基)	構 造			使用の方法
	能 (t/日) 力	予工事着手 年月日	予工事完成 年月日	
五				断続 八時間 変動なし

種 類	項目	汚 水 等 の 状 態 の 値		浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
		通	最					
処理前		三	二	五〇	八〇	二四〇	五〇〇	検出せず
		常	大	大	大	常	最	通
		三	二	五〇	八〇	二四〇	五〇〇	〇・四
		常	大	大	大	常	最	最
		三	二	五〇	八〇	二四〇	五〇〇	〇・八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m³/日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
コンクリート製		二四	中和・凝集沈殿	断続	八時間	変動なし	(既)		
									(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
	通	最				
	〃	〃	八〇	二四〇	五〇〇	七・二
	〃	〃	九〇	一五〇	一〇〇	〇・一
	六五	〃	〃	〃	〃	三
(二基) 六五	三	四	八〇	二四〇	一五〇	二一・六
						二一・六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。	〃	〃	六五
	三	〃	一〇
	(既 設)		
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃

排水処理施設	処理後	七	八、六	一五	三〇	二〇	四〇	〃	六〇	一二〇	八	一六	〃	〃
--------	-----	---	-----	----	----	----	----	---	----	-----	---	----	---	---

No. 4 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m ³)
					水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
〃	〃	〃	七	八、六	通	最大	常
〃	〃	〃	七	八、六	通	最大	最大
一九	一三	一五	一八	通	最大	最大	最大
二七	一三	一五	三〇	通	最大	最大	最大
六	四	三	六	通	最大	最大	最大
三〇	二七	二〇	三〇	通	最大	最大	最大
〃	〃	〃	検出せず	通	最大	最大	最大
〃	〃	〃	三〇	通	最大	最大	最大
〃	〃	〃	三〇	通	最大	最大	最大
〃	〃	〃	四	通	最大	最大	最大
〃	〃	〃	四	通	最大	最大	最大
二〇〇	四九	六	一六二	通	最大	最大	最大
二六七	一六六	六	二四〇	通	最大	最大	最大

五 排出水の汚染状態の値及び排水水の量

山口県告示第八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

- 萩市大字佐々並字長瀬五八の一、五九、六〇、字東長瀬二〇二三、一一〇二七、一一〇二八、大字高佐下字赤塚一〇二〇七、一〇二二〇、大字椿東字二瀬川一〇六六七の一、字七曲り一〇六六七の二、一〇六六七の五、一〇六六七の一六、一〇六六七の一七、一〇六六七の一九、字内地一〇六六七の三、一〇六六七の四、一〇六六七の九、一〇六六七の三三、五九四八、五九五二、五九五三、五九五四、五九五七、五九五九、五九六一、五九六二の一、五九六三の一、五九六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 徳山徳地線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
周南市大字金峰字西丹後兼三二二六の三地先から 同市同大字 同字三一四の一 地先まで		新 旧	最狭 最広 七・三 一四・三 三九・七 七・六	一六八・五 一七四・八	

道路の種類 県道
路線名 山口福栄須佐線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
萩市大字福井上字鶴ヶ谷台三三六五の一地先から 同市同大字字暮ヶ追一一四九の三 地先まで		新 旧	最狭 最広 七・三 一三・三 七二・四	四七八・〇 三九八・〇	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 和田上村線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
周南市大字四熊字崎山六〇五の一地先から 同市同大字上村字井谷口一一四二四の 一地先まで		新 旧	最狭 最広 一七・三 三二・八 六三・八	一七一・四 一六六・六	

山口県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年三月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

て一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口福栄須佐線	萩市大字福井上字鶴ヶ谷台三三六五の一地先から 同市同大字字暮ヶ追一一四九の三地先まで	令和六年三月十六日

山口県告示第八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	指定年月日
下松市潮音町五丁目九一六の四	四・〇	二八・五	令和六、 二、二二



(四三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

山口市及び防府市

三 作業の期間

令和六年三月六日から同月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

令和六年三月六日から同月三十一日まで

(四四) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和六年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社 東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変	更	後	変	更	前
東京都中央区日本橋三丁目二番六号			東京都中央区日本橋三丁目二番二号		

三 変更年月日

令和六年三月十八日

令和六年三月十五日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁